

県外などで1ヶ月健康診査を受けられる方

町では、1 か月児健康診査の費用の一部を助成しています(1 件あたり上限 6,000 円)。
県外医療機関等で受診する場合は、1か月児健康診査費助成請求書に必要事項(太枠内)を記入して請求して下さい。

一度は、医療機関に支払いをしていただきますが、後日、身延町役場へ請求していただくことで、助成上限額までの金額を振込みます。

1)提出期限：受診した月末から2ヶ月以内

2)提出書類：①1か月児健康診査費助成請求書

②領収書(原本)

③診療明細書

④未使用の1か月児健康診査受診票(クリーム色)

⑤母子健康手帳の健診状況がわかるページの写し

3)助成限度額……1件当たり 6,000円

*限度額を超えた分は自己負担になります。

※請求書の提出は各支所でも受け付けています。

※助成金は請求書に記入して頂いた口座へ振り込ませていただきます。

※限度額以内の領収書は返却しません。

※母子健康手帳は、提出場所でも写しをとることが可能です。



〈問い合わせ先〉

身延町役場 福祉保健課 健康増進担当

電話 0556-20-4611